



山形県公報

平成19年3月16日(金)

号 外(6)

目 次

条 例

山形県議会委員会条例の一部を改正する条例.....	(議 会) ... 7
政治倫理の確立のための山形県議会議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例.....	(同) ... 8
山形県議会情報公開条例の一部を改正する条例.....	(同) ... 同
山形県情報公開・個人情報保護審査会条例.....	(総 務 課) ... 9
政治倫理の確立のための山形県知事の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例.....	(同) ...11
山形県行政手続条例の一部を改正する条例.....	(同) ...同
山形県情報公開条例の一部を改正する条例.....	(同) ...同
山形県個人情報保護条例の一部を改正する条例.....	(同) ...12
地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例.....	(人 事 課) ...同
山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例.....	(同) ...14
山形県職員等に対する退職手当支給条例等の一部を改正する条例.....	(同) ...15
山形県職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例.....	(同) ...同
山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例.....	(同) ...16
県吏員の恩給等に関する条例の一部を改正する条例.....	(職員厚生課) ...18
山形県職員の恩給の基礎となるべき在職期間と恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例.....	(同) ...19
山形県手数料条例の一部を改正する条例.....	(財 政 課) ...同
山形県犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくり条例.....	(生活安全調整課) ...28
山形県青少年保護条例の一部を改正する条例.....	(女性青少年政策室) ...31
山形県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例.....	(健康福祉企画課) ...同
障がいに関する用語を改正するための関係条例の一部を改正する条例.....	(障害福祉課) ...33
山形県感染症診査協議会条例の一部を改正する等の条例.....	(保健薬務課) ...37
山形県工業技術センター手数料条例の一部を改正する条例.....	(工業振興課) ...同
山形県立職業能力開発校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例.....	(雇用労政課) ...38
山形県立農業大学の授業料等徴収条例の一部を改正する条例.....	(農政企画課) ...39
山形県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例.....	(農村計画課) ...同
山形県空港管理条例の一部を改正する条例.....	(交通政策課) ...40
山形県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例.....	(道 路 課) ...同
山形県営住宅条例の一部を改正する条例.....	(建築住宅課) ...41
山形県立高等学校等及び小学校、中学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例.....	(教 育 庁) ...同

山形県立高等学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例.....	(同)	...42
山形県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与条例の一部 を改正する条例.....	(同)	...43
山形県警察本部の組織に関する条例の一部を改正する条例.....	(警察本部)	...同
山形県留置施設視察委員会条例.....	(同)	...同

本号で公布された条例のあらまし

山形県議会委員会条例の一部を改正する条例 (県条例第9号) (議会)

- 1 議長は、閉会中においては、常任委員、議会運営委員及び特別委員(以下「委員」という。)を指名し、委員の委員会の所属を変更し、並びに議会運営委員及び特別委員の辞任を許可することができることとした。(第4条第1項及び第2項並びに第10条第1項関係)
- 2 議長は、1により委員を指名し、委員の委員会の所属を変更し、並びに議会運営委員及び特別委員の辞任を許可したときは、その旨を次の議会に報告しなければならないこととした。(第4条第3項及び第10条第2項関係)

政治倫理の確立のための山形県議会議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例(県条例第10号) (議会)

- 1 証券取引法の一部改正等に伴い、規定の整備を行うこととした。
- 2 その他
 - (1) この条例は、規則で定める日及び平成19年10月1日から施行することとした。
 - (2) その他所要の経過措置を定めることとした。(改正条例附則第2項関係)

山形県議会情報公開条例の一部を改正する条例 (県条例第11号) (議会)

- 1 公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、閲覧の方法による公文書の開示をその写しにより行うことができることとした。(第5条第4項関係)
- 2 その他規定の整備を行うこととした。
- 3 この条例は、平成19年4月1日から施行することとした。ただし、2の改正は、同年10月1日から施行することとした。

山形県情報公開・個人情報保護審査会条例 (県条例第12号) (総務課)

- 1 山形県情報公開条例及び山形県個人情報保護条例の規定による諮問に応じ、調査審議させるため、山形県情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置くこととした。(第1条関係)
- 2 審査会は、1に定めるもののほか、情報公開に関する重要事項について意見を述べるができることとした。(第3条関係)
- 3 審査会は、委員5人以内で組織することとした。(第4条関係)
- 4 委員は、学識経験のある者のうちから知事が委嘱することとし、その任期は2年とすることとした。(第5条第1項及び第2項関係)
- 5 審査会は、必要と認めるときは、諮問庁に対し、不服申立てに係る公文書の提示、必要な書類その他の物件の提出又は諮問に関する説明を求めることができることとした。(第8条第1項関係)
- 6 審査会は、必要と認めるときは、不服申立てをしたものその他関係するものに対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類その他の物件の提出を求めることができることとした。(第8条第2項関係)
- 7 その他

- (1) この条例は、平成19年4月1日から施行することとした。
 - (2) 関係条例の規定の整備を行うこととした。(附則第2項及び第3項関係)
 - (3) その他所要の経過措置を定めることとした。(附則第4項～第6項関係)
- 政治倫理の確立のための山形県知事の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例 (県条例第13号) (総務課)
- 1 証券取引法の一部改正等に伴い、規定の整備を行うこととした。
 - 2 その他
 - (1) この条例は、規則で定める日及び平成19年10月1日から施行することとした。
 - (2) その他所要の経過措置を定めることとした。(改正条例附則第2項関係)
- 山形県行政手続条例の一部を改正する条例 (県条例第14号) (総務課)
- 1 刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。
 - 2 この条例は、規則で定める日から施行することとした。
山形県情報公開条例の一部を改正する条例 (県条例第15号) (総務課)
 - 1 公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、閲覧の方法による公文書の開示をその写しにより行うことができることとした。(第5条第4項関係)
 - 2 公文書の開示に係る手数料の額を改定することとした。(第10条第1項関係)
 - 3 その他規定の整備を行うこととした。
 - 4 その他
 - (1) この条例は、平成19年4月1日から施行することとした。ただし、3の改正の一部は、同年10月1日から施行することとした。
 - (2) その他所要の経過措置を定めることとした。(改正条例附則第2項関係)
- 山形県個人情報保護条例の一部を改正する条例 (県条例第16号) (総務課)
- 1 個人情報の開示に係る手数料の額を改定することとした。(第16条第1項関係)
 - 2 その他規定の整備を行うこととした。
 - 3 その他
 - (1) この条例は、平成19年4月1日から施行することとした。ただし、2の改正の一部は、同年10月1日から施行することとした。
 - (2) その他所要の経過措置を定めることとした。(改正条例附則第2項関係)
- 地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例 (県条例第17号) (人事課)
- 1 地方自治法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。
 - 2 この条例は、平成19年4月1日及び公布の日から施行することとした。
山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例 (県条例第18号) (人事課)
 - 1 学校教育法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。
 - 2 この条例は、平成19年4月1日から施行することとした。
山形県職員等に対する退職手当支給条例等の一部を改正する条例 (県条例第19号) (人事課)
 - 1 山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部改正
職員をその職務に密接な関連があると認められる学術の調査等に従事させるための休職をした期間のある月を休職月等から除くこととした。
 - 2 山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正
昭和48年5月17日前に退職手当の支給を受けて公庫等職員となり、引き続き公庫等職員として在職した後引き続き職員となった者等が退職した場合におけるその者に対する退職手当の額の計算に用いる利率を改定することとした。
山形県職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例 (県条例第20号) (人事課)

- 1 地方自治法及び学校教育法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、平成19年4月1日から施行することとした。
山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（県条例第21号）（人事課）
- 1 次に掲げる事務は、それぞれに掲げる市町が処理することとした。（第2条第1項の表第3項、第13項～第15項、第30項及び第34項関係）
 - (1) 地方自治法の規定に基づく新たに生じた土地を確認した旨の届出の受理等 酒田市
 - (2) 農地法の規定に基づく2ヘクタール以下の農地を農地以外のものにする許可等 村山市
 - (3) 農地法の規定に基づく農地又は採草放牧地の所有権の移転等の許可等 山形市、酒田市、寒河江市、村山市、長井市、東根市、山辺町、中山町、河北町、朝日町、大江町、高島町及び小国町
 - (4) 農地法の規定に基づく小作地の指定等 酒田市、寒河江市、村山市及び高島町（一部の事務にあっては、高島町を除く。）
 - (5) 農業振興地域の整備に関する法律の規定に基づく開発行為の許可等 村山市
 - (6) 特定非営利活動促進法の規定に基づく特定非営利活動法人の設立の認証等 山形市
- 2 その他規定の整備を行うこととした。
- 3 その他
 - (1) この条例は、平成19年4月1日から施行することとした。ただし、1の(6)の改正は同年8月1日から、2の改正は同年4月16日、同年11月30日及び規則で定める日から施行することとした。
 - (2) その他所要の経過措置を定めることとした。（改正条例附則第2項及び第3項関係）
県吏員の恩給等に関する条例の一部を改正する条例（県条例第22号）（職員厚生課）
- 1 地方自治法及び学校教育法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、平成19年4月1日から施行することとした。
山形県職員の恩給の基礎となるべき在職期間と恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例（県条例第23号）（職員厚生課）
- 1 地方自治法施行令の一部改正等に伴い、規定の整備を行うこととした。
- 2 その他
 - (1) この条例は、平成19年4月1日から施行することとした。
 - (2) 関係条例の規定の整備を行うこととした。（改正条例附則第2項関係）
山形県手数料条例の一部を改正する条例（県条例第24号）（財政課）
- 1 次に掲げる事務につき手数料を徴収することとした。（第2条第1項第228号の3、第228号の7、第228号の10、第351号の2、第355号の2、第427号の2、第430号の2、第476号～第478号関係）
 - (1) 介護保険法の規定に基づく介護支援専門員実務研修の実施等
 - (2) 建築基準法の規定に基づく構造計算適合性判定等
 - (3) 教育職員免許法の規定に基づく特別支援学校の教員の免許状への新教育領域の追加等
 - (4) 探偵業の業務の適正化に関する法律の規定に基づく届出があったことを証する書面の交付等
- 2 次に掲げる手数料の額を改定することとした。（第2条第1項第349号及び第349号の2並びに同条第2項第1号～第2号、第6号、第8号、第10号及び第12号関係）
 - (1) 建築確認申請手数料及び全体計画の認定を受けた建築物の確認申請手数料
 - (2) 運転免許試験手数料、検査手数料、再試験手数料、審査手数料、技能検定員審査手数料、教習指導員審査手数料及び講習手数料
- 3 介護保険法の規定により介護支援専門員実務研修の実施に関する事務を指定研修実施機関に行わせることとした場合における介護支援専門員実務研修手数料は、当該機関に納めるものとし、当該機関に納められた手数料は、その収入とすることとした。（第3条第9項関係）

4 その他規定の整備を行うこととした。

5 その他

(1) この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1の(3)の改正は平成19年4月1日から、1の(4)の改正は同年6月1日から、2の(2)の改正は同月2日から、1の(2)及び2の(1)の改正は規則で定める日から施行することとした。

(2) その他所要の経過措置を定めることとした。(改正条例附則第2項関係)

山形県犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくり条例 (県条例第25号) (生活安全調整課)

1 この条例は、県民が日常生活を営む場における犯罪を防止するためには、地域の防犯力を高めていくことが重要であることにかんがみ、安全で安心なまちづくりに関し、基本理念を定め、県の責務及び県民等の役割を明らかにするとともに、安全で安心なまちづくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、施策を総合的に推進し、もって県民が安全で安心して暮らすことができる社会の実現を図ることを目的とすることとした。(第1条関係)

2 安全で安心なまちづくりの推進に当たっての基本理念を定めることとした。(第3条関係)

3 県の責務を定めるとともに、安全で安心なまちづくりに関する施策の総合的な推進に当たっては、県は市町村と緊密な連携を図ることとした。(第4条及び第5条関係)

4 県民、事業者、自治会等の役割を定めることとした。(第6条～第8条関係)

5 知事は、安全で安心なまちづくりに関する施策を総合的に推進するための計画を策定することとした。(第9条関係)

6 県は、市町村及び県民等と連携して、安全で安心なまちづくりを推進するための体制を整備することとした。(第10条関係)

7 県は、広報活動及び啓発活動を行うとともに、県民等による犯罪の防止のための自主的な活動を促進するための情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずることとした。(第11条及び第12条関係)

8 県は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する道路等及び住宅の普及に努めることとした。(第13条第1項及び第14条第1項関係)

9 知事及び公安委員会は、共同して、犯罪の防止に配慮した道路等及び住宅の構造、設備等に関する指針を定めることとした。(第13条第2項及び第14条第2項関係)

10 道路等を設置し、又は管理する者、住宅を設計し、又は建築する事業者、共同住宅を所有し、又は管理する者及び特に犯罪の防止に配慮を要する事業を行う者は、当該道路等、住宅及びその店舗等を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努めることとした。(第13条第3項、第14条第3項及び第15条第1項関係)

11 知事、教育委員会及び公安委員会は、共同して、学校等及び通学路等における児童等の安全確保に関する指針を定めることとした。(第16条関係)

12 学校等を設置する者等は、学校等及び通学路等における児童等の安全確保のために必要な措置を講ずるよう努めることとした。(第17条及び第18条関係)

13 県は、児童等の安全確保に係る教育の充実が図られるよう努めることとした。(第19条関係)

14 県は、特に犯罪による被害を受けるおそれが高い者の安全確保のため、市町村及び県民等が連携して行う取組を促進するために必要な措置を講ずることとした。(第20条関係)

15 この条例は、平成19年4月1日から施行することとした。

山形県青少年保護条例の一部を改正する条例 (県条例第26号) (女性青少年政策室)

1 貸金業の規制等に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、規則で定める日から施行することとした。

山形県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例 (県条例第27号) (健康福祉企画課)

1 新たに設定する県内の大学において医学を履修する者を対象とする修学資金について、貸与を受けるために必要な要件、額及び返還債務の免除要件を定めることとした。(第2条第3

号、第3条第1項及び第8条第1項第3号関係)

- 2 特定診療科医師確保修学資金の額を増額することとした。(第3条第1項関係)
- 3 修学資金の返還債務の免除要件を緩和することとした。(第8条第1項第1号及び第2号関係)
- 4 この条例は、平成19年4月1日から施行することとした。
障がいに関する用語を改正するための関係条例の一部を改正する条例 (県条例第28号) (障害福祉課)
 - 1 障がい者の人権を一層尊重するという観点から、条例に用いられている障がいに関する用語を改めることとした。
 - 2 関係条例の規定の整備を行うこととした。(改正条例附則第2項関係)
山形県感染症診査協議会条例の一部を改正する等の条例 (県条例第29号) (保健業務課)
 - 1 山形県感染症診査協議会条例の一部改正
 - (1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定に基づき、次に掲げる保健所ごとに、それぞれ次に定める感染症の診査に関する協議会(以下「協議会」という。)を置くこととした。(第1条関係)
 - イ 村山保健所及び置賜保健所 村山・置賜感染症診査協議会
 - ロ 最上保健所及び庄内保健所 最上・庄内感染症診査協議会
 - (2) 協議会は、委員10人以内で組織することとした。(第3条第1項関係)
 - 2 山形県立病院料金条例の一部改正
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正等に伴い、規定の整備を行うこととした。
 - 3 山形県結核診査協議会条例の廃止
山形県結核診査協議会を廃止することとした。
 - 4 この条例は、平成19年4月1日から施行することとした。
山形県工業技術センター手数料条例の一部を改正する条例 (県条例第30号) (工業振興課)
 - 1 山形県工業技術センターにおける受託事務の手数料について、徴収に係る項目を整理するとともに、額を改定することとした。
 - 2 この条例は、平成19年4月1日から施行することとした。
山形県立職業能力開発校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例 (県条例第31号) (雇用労政課)
 - 1 山形県立山形職業能力開発専門校の授業料の額を改定することとした。
 - 2 この条例は、平成19年4月1日から施行することとした。
山形県立農業大学の授業料等徴収条例の一部を改正する条例 (県条例第32号) (農政企画課)
 - 1 山形県立農業大学の授業料の額を改定することとした。
 - 2 この条例は、平成19年4月1日から施行することとした。
山形県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例 (県条例第33号) (農村計画課)
 - 1 分担金徴収の対象となる県営土地改良事業を追加するとともに、分担率を改定することとした。
 - 2 その他
 - (1) この条例は、平成19年4月1日から施行することとした。
 - (2) その他所要の経過措置を定めることとした。(改正条例附則第2項関係)
山形県空港管理条例の一部を改正する条例 (県条例第34号) (交通政策課)
 - 1 山形空港と東京国際空港との間に路線を定めて一定の日時により航行する航空機に係る着陸料を10分の1とする期間を平成20年3月31日まで延長することとした。

- 2 この条例は、平成19年4月1日から施行することとした。
山形県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（県条例第35号）（道路課）
- 1 自転車等を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具に係る道路の占用料の額を定めることとした。（別表関係）
- 2 その他規定の整備を行うこととした。
山形県県営住宅条例の一部を改正する条例（県条例第36号）（建築住宅課）
- 1 県営住宅に併設された駐車場の使用料の額を改定することとした。
- 2 この条例は、平成19年4月1日から施行することとした。
山形県立高等学校等及び小学校、中学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例（県条例第37号）（教育庁）
- 1 学校職員の定数を変更することとした。（別表関係）
- 2 その他規定の整備を行うこととした。
- 3 この条例は、平成19年4月1日から施行することとした。
山形県立高等学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例（県条例第38号）（教育庁）
- 1 県立高等学校の授業料及び受講料の額を改定することとした。
- 2 その他
- (1) この条例は、平成19年4月1日から施行することとした。
- (2) その他所要の経過措置を定めることとした。（改正条例附則第2項～第4項関係）
- 山形県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与条例の一部を改正する条例（県条例第39号）（教育庁）
- 1 高等学校の定時制課程及び通信制課程に在学する者に対する修学資金の貸与の要件を改めることとした。
- 2 その他
- (1) この条例は、平成19年4月1日から施行することとした。
- (2) その他所要の経過措置を定めることとした。（改正条例附則第2項関係）
- 山形県警察本部の組織に関する条例の一部を改正する条例（県条例第40号）（警察本部）
- 1 警務部の所掌事務を変更することとした。
- 2 この条例は、規則で定める日から施行することとした。
山形県留置施設視察委員会条例（県条例第41号）（警察本部）
- 1 この条例は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の規定に基づき、山形県留置施設視察委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることとした。（第1条関係）
- 2 委員会の委員の定数は、4人とするものとした。（第2条第1項関係）
- 3 この条例は、規則で定める日から施行することとした。

条 例

山形県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月16日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第9号

山形県議会委員会条例の一部を改正する条例

山形県議会委員会条例（昭和50年3月県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 議員は、同時に2以上の常任委員となることができない。
第4条第1項に次のただし書を加える。
ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。
第4条第2項に次のただし書を加える。
ただし、閉会中においては、議長が変更することができる。
第4条に次の1項を加える。
- 3 第1項ただし書の規定により委員を指名したとき及び前項ただし書の規定により委員の所属を変更したときは、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。
第10条第1項に次のただし書を加える。
ただし、閉会中においては、議長が許可することができる。
第10条に次の1項を加える。
- 2 前項ただし書の規定により議会運営委員及び特別委員の辞任を許可したときは、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。
- 附 則
この条例は、公布の日から施行する。

政治倫理の確立のための山形県議会議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月16日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第10号

政治倫理の確立のための山形県議会議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例

政治倫理の確立のための山形県議会議員の資産等の公開に関する条例(平成7年10月県条例第41号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号中「貯金(普通貯金を除く。)及び郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)」を「及び貯金(普通貯金を除く。)」に、「貯金及び郵便貯金」を「及び貯金」に改め、同項第5号を削り、同項第6号中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改め、同号を同項第5号とし、同項第7号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第2条第1項第4号の改正規定は、平成19年10月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条第1項第4号の規定の適用については、前項ただし書に規定する改正規定の施行の日前に有していた郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第102号)附則第5条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第2条の規定による廃止前の郵便貯金法(昭和22年法律第144号)第7条第1項各号に規定する郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)は、預金とみなす。

山形県議会情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月16日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第11号

山形県議会情報公開条例の一部を改正する条例

山形県議会情報公開条例(平成12年7月県条例第49号)の一部を次のように改正する。

第5条第4項を次のように改める。

- 4 閲覧の方法による公文書の開示にあつては、議長は、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができ

る。

第6条第1項第2号口中「及び日本郵政公社」を削る。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第6条第1項第2号口の改正規定は、同年10月1日から施行する。

山形県情報公開・個人情報保護審査会条例をここに公布する。

平成19年3月16日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第12号

山形県情報公開・個人情報保護審査会条例

（設置）

第1条 山形県情報公開条例（平成9年12月県条例第58号）第11条及び山形県個人情報保護条例（平成12年10月県条例第62号）第22条の規定による諮問に応じ、調査審議させるため、山形県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 諮問庁 山形県情報公開条例第11条の規定により審査会に諮問した同条例第2条第1号に規定する実施機関及び山形県個人情報保護条例第22条の規定により審査会に諮問した同条例第2条第2号に規定する実施機関をいう。
- (2) 不服申立てに係る公文書 山形県情報公開条例第7条第3項に規定する開示等決定に対する行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく審査請求若しくは異議申立て（以下「不服申立て」という。）に係る同条例第2条第3号に規定する公文書又は山形県個人情報保護条例第13条第1項（同条例第19条及び第21条において準用する場合を含む。）の規定による決定に対する不服申立てに係る同条例第2条第1号に規定する個人情報が記載された同条例第5号に規定する公文書をいう。

（所掌事務）

第3条 審査会は、第1条に定めるもののほか、情報公開に関する重要事項について意見を述べることができる。

（組織）

第4条 審査会は、委員5人以内で組織する。

（委員）

第5条 委員は、学識経験のある者のうちから知事が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員又は委員であった者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

（会長）

第6条 審査会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第7条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、会長及び2人以上の委員の出席がなければ、開くことができない。
- 4 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会長に事故がある場合又は会長が欠けた場合の第3項の規定の適用については、前条第3項の

規定により会長の職務を代理する委員は、会長とみなす。

(調査等)

第8条 審査会は、必要と認めるときは、諮問庁に対し、不服申立てに係る公文書の提示、必要な書類その他の物件の提出又は諮問に関する説明を求めることができる。

2 審査会は、必要と認めるときは、不服申立てをしたものその他関係するものに対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類その他の物件の提出を求めることができる。

3 前2項に定めるもののほか、審査会は、必要な調査をすることができる。

4 審査会の行う不服申立てに係る調査審議の手続は、公開しない。

5 審査会は、答申の内容を公表するものとする。

(庶務)

第9条 審査会の庶務は、総務部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(罰則)

第11条 第5条第3項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は3万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(山形県情報公開条例の一部改正)

2 山形県情報公開条例の一部を次のように改正する。

第11条中「。以下「諮問庁」という。」を削り、「山形県情報公開審査会(以下「審査会」という。)」を「山形県情報公開・個人情報保護審査会」に改める。

第12条から第17条までを削り、第18条を第12条とし、第18条の2を第13条とし、第19条を第14条とし、第20条から第24条までを5条ずつ繰り上げる。

(山形県個人情報保護条例の一部改正)

3 山形県個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

目次中「第34条の2」を「第34条」に、「第34条の3」を「第34条の2」に改める。

第22条中「。以下「諮問庁」という。」を削り、「山形県個人情報保護審査会(諮問庁が議長)」を「山形県情報公開・個人情報保護審査会(実施機関が議会)」に改める。

第32条の見出しを「(山形県議会個人情報保護審査会の設置等)」に改め、同条第1項中「諮問庁」を「議長」に改め、「山形県個人情報保護審査会(以下「県審査会」という。)及び」を削り、同条第2項中「県審査会及び」及び「、第28条から第31条までの規定は県審査会の運営等について」を削り、「第27条」を「第27条第2項」に、「 」とあるのは「県審査会」と、「 」を「及び議会審議会」とあるのは「議会審査会」と、同条第1項中「県審議会の委員は学識経験のある者のうちから知事が、 」に改める。

第33条第1項中「県審査会」を「議会審査会」に、「諮問庁」を「議長」に、「不服申立て」を「第22条に規定する異議申立て(以下「異議申立て」という。)」に改め、同条第2項中「県審査会」を「議会審査会」に、「不服申立て」を「異議申立て」に改め、同条第3項及び第4項中「県審査会」を「議会審査会」に改める。

第34条中「県審査会」を「議会審査会」に改める。

第34条の2を削り、第2章第5節中第34条の3を第34条の2とする。

(経過措置)

4 この条例の施行の際現に山形県情報公開審査会又は山形県個人情報保護審査会に諮問されている事項については、山形県情報公開・個人情報保護審査会に諮問されているものとみなす。

5 山形県情報公開審査会又は山形県個人情報保護審査会の委員であった者に係るその職務上知る

このできた秘密を漏らしてはならない義務については、附則第2項及び第3項の規定の施行後も、なお従前の例による。

- 6 附則第2項及び第3項の規定の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同項の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

政治倫理の確立のための山形県知事の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月16日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第13号

政治倫理の確立のための山形県知事の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例

政治倫理の確立のための山形県知事の資産等の公開に関する条例（平成7年10月県条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号中「、貯金（普通貯金を除く。）及び郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）」を「及び貯金（普通貯金を除く。）」に、「、貯金及び郵便貯金」を「及び貯金」に改め、同項第5号を削り、同項第6号中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改め、同号を同項第5号とし、同項第7号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第2条第1項第4号の改正規定は、平成19年10月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条第1項第4号の規定の適用については、前項ただし書に規定する改正規定の施行の日前に有していた郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第102号）附則第5条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第2条の規定による廃止前の郵便貯金法（昭和22年法律第144号）第7条第1項各号に規定する郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）は、預金とみなす。

山形県行政手続条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月16日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第14号

山形県行政手続条例の一部を改正する条例

山形県行政手続条例（平成8年3月県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第4号中「留置場（警察本部又は警察署に置かれる人を留置するための施設をいう。）」を「留置施設」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

山形県情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月16日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第15号

山形県情報公開条例の一部を改正する条例

山形県情報公開条例（平成9年12月県条例第58号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「及び出納長」を削る。

第5条第4項を次のように改める。

4 閲覧の方法による公文書の開示にあっては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

第6条第1項第2号口中「及び日本郵政公社」を削る。

第10条第1項第1号中「枚数」を「枚数(日本工業規格A列3番の大きさを超える用紙を用いる場合にあっては日本工業規格A列3番の用紙に換算した枚数とし、用紙の両面を用いる場合にあっては用紙の片面を1枚として算定した枚数とする。)」に、「10円」を「10円(規則で定める写しにあっては、50円を超えない範囲で規則で定める額)」に改め、同項第2号中「ごとに」を「ごとに190円を超えない範囲で」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第6条第1項第2号口の改正規定は、同年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前になされた請求に係る公文書の開示の決定を受けたものから徴収する手数料については、改正後の第10条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月16日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第16号

山形県個人情報保護条例の一部を改正する条例

山形県個人情報保護条例(平成12年10月県条例第62号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「及び出納長」を削る。

第12条第1項第2号口中「及び日本郵政公社」を削る。

第16条第1項第1号中「枚数」を「枚数(日本工業規格A列3番の大きさを超える用紙を用いる場合にあっては日本工業規格A列3番の用紙に換算した枚数とし、用紙の両面を用いる場合にあっては用紙の片面を1枚として算定した枚数とする。)」に、「10円」を「10円(規則で定める写しにあっては、50円を超えない範囲で規則で定める額)」に改め、同項第2号中「ごとに」を「ごとに190円を超えない範囲で」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第12条第1項第2号口の改正規定は、同年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前になされた請求に係る個人情報の開示の決定を受けた者から徴収する手数料については、改正後の第16条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成19年3月16日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第17号

地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(山形県職員定数条例の一部改正)

第1条 山形県職員定数条例(昭和24年8月県条例第45号)の一部を次のように改正する。

第1条中「、出納長」を削る。

(山形県主要農作物種子法の実施に関する条例の一部改正)

第2条 山形県主要農作物種子法の実施に関する条例(昭和27年7月県条例第44号)の一部を次のように改正する。

第5条中「当該技術吏員」を「当該職員」に改める。

別記様式表中「技術吏員」を「職員」に改め、同様式裏中「当該技術吏員に」を「当該職員

に、」に、「当該技術吏員は」を「当該職員は」に、「当該技術吏員の」を「当該職員の」に改める。

(特別職の職員に対する退職手当支給条例の一部改正)

第3条 特別職の職員に対する退職手当支給条例(昭和29年1月県条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、出納長」を削る。

第3条第1項の表中

副知事	100分の45	を
出納長	100分の30	

副知事	100分の45	に改める。
-----	---------	-------

第5条第1項中「、出納長」を削る。

(山形県県税条例の一部改正)

第4条 山形県県税条例(昭和29年5月県条例第18号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「県吏員」を「県職員」に改める。

(山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部改正)

第5条 山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例(昭和31年9月県条例第52号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り上げる。

別表第2中

副知事	933,000円	を
出納長	783,000円	

副知事	933,000円	に改める。
-----	----------	-------

別表第4中

副知事					を
出納長					

副知事					に改める。
-----	--	--	--	--	-------

別表第6中

副知事										を
出納長										」
副知事										に改める。
										」

(山形県警察職員定数条例の一部改正)

第6条 山形県警察職員定数条例(昭和32年3月県条例第23号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「事務吏員、技術吏員及び」を削る。

(参考人等に対する費用弁償に関する条例の一部改正)

第7条 参考人等に対する費用弁償に関する条例(昭和37年7月県条例第37号)の一部を次のように改正する。

第1条第1号中「第109条第5項」を「第109条第6項」に、「第109条の2第4項及び第110条第4項」を「第109条の2第5項及び第110条第5項」に、「第109条第4項」を「第109条第5項」に改める。

(山形県特別職報酬等審議会条例の一部改正)

第8条 山形県特別職報酬等審議会条例(昭和39年10月県条例第66号)の一部を次のように改正する。

第2条中「、副知事及び出納長」を「及び副知事」に改める。

(山形県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第9条 山形県教育委員会教育長の給与等に関する条例(昭和49年12月県条例第65号)の一部を次のように改正する。

第6条中「、出納長」を削る。

(知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部改正)

第10条 知事等及び職員の給与の特例に関する条例(平成14年3月県条例第11号)の一部を次のように改正する。

第1条中「副知事、出納長」を「副知事」に改め、「、出納長にあっては当該額に100分の6.5」を削る。

(副出納長設置に関する条例の廃止)

第11条 副出納長設置に関する条例(昭和30年3月県条例第13号)は、廃止する。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第7条の規定は、公布の日から施行する。

山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月16日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第18号

山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例

山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(昭和27年12月県条例第93号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「助教授」を「准教授」に、「及び助手」を「、助教及び助手」に改める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

山形県職員等に対する退職手当支給条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
平成19年3月16日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第19号

山形県職員等に対する退職手当支給条例等の一部を改正する条例
(山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部改正)

第1条 山形県職員等に対する退職手当支給条例（昭和28年10月県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第7条の4第1項中「及び」を「、」に、「第6条に」を「第6条第1項に」に、「休職を」を「休職及び当該休職以外の休職であつて職員を施行令第6条第2項第1号に規定する法人に使用される者（常時勤務に服することを要しない者を除く。）として当該職員の職務に密接な関連があると認められる學術の調査、研究又は指導に従事させるためのもの（公務の能率的な運営に特に資するものとして規則で定める要件に該当するものに限る。）を」に改める。

附則第10項第2号中「第5条（」を「山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成18年3月県条例第9号。以下この号において「条例第9号」という。）による改正前の第5条（」に、「第5条第1項」を「条例第9号による改正前の第5条第1項」に改める。
(山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和48年7月県条例第38号）の一部を次のように改正する。

附則第14項第2号、第16項第2号及び第17項中「年5.5パーセントの」を「附則別表の左欄に掲げる期間の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる」に改める。

附則第34項及び第35項中「第4条から第6条の2までの」を「第3条及び第7条の5の」に、「第4条から第6条の2まで及び第7条」を「第3条から第6条の3まで及び第7条から第7条の5まで」に、「年5.5パーセントの」を「附則別表の左欄に掲げる期間の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる」に改める。

附則の次に次の附則別表を加える。

附則別表

平成13年3月31日以前	年5.5パーセント
平成13年4月1日から平成17年3月31日まで	年4.0パーセント
平成17年4月1日から平成18年3月31日まで	年1.6パーセント
平成18年4月1日から平成19年3月31日まで	年2.3パーセント
平成19年4月1日から平成20年3月31日まで	年2.6パーセント
平成20年4月1日から平成21年3月31日まで	年3.0パーセント
平成21年4月1日以後	年3.2パーセント

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月16日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第20号

山形県職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例

山形県職員等の給与に関する条例(昭和32年8月県条例第30号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「、事務吏員、技術吏員」を削り、同条第3号中「、盲学校、聾学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に、「助教授」を「准教授」に、「、助手」を「、助教、助手」に改める。

第13条の6第1項及び第3項中「盲学校、ろう学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第16条第4項中「、盲学校、ろう学校若しくは養護学校」を「若しくは特別支援学校」に改める。

別表第4教育職給料表(1)の項の表の備考第1号中「、盲学校、ろう学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に改める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月16日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第21号

山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

山形県事務処理の特例に関する条例(平成11年12月県条例第36号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表第1項事務の欄第6号中「第9条第12項」を「第9条第13項」に改め、同欄第25号中「第7条第10項」を「第7条第11項」に改め、同欄第26号中「第7条第11項」を「第7条第12項」に改め、同欄第27号中「第7条第12項」を「第7条第13項」に改め、同欄第28号中「第7条第13項」を「第7条第14項」に改め、同表中第36項を第40項とし、第31項から第35項までを4項ずつ繰り下げ、第30項を第33項とし、同項の次に次の1項を加える。

<p>34 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号。以下この項において「法」という。)、特定非営利活動促進法施行条例(平成10年6月県条例第43号)及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証</p> <p>(2) 法第10条第2項の規定による公告及び縦覧</p> <p>(3) 法第13条第2項の規定による特定非営利活動法人の設立の登記をした旨の届出の受理</p> <p>(4) 法第23条第1項の規定による役員の名簿等の変更の届出の受理</p> <p>(5) 法第25条第3項の規定による定款の変更の認証</p> <p>(6) 法第25条第6項の規定による定款の変更の届出の受理</p> <p>(7) 法第29条第1項の規定による事業報告書等、役員名簿等及び定款等の受理</p> <p>(8) 法第29条第2項の規定による事業報告書等、役員名簿等及び定款等の閲覧に関する事務</p> <p>(9) 法第31条第2項の規定による特定非営利活動法人の解散の認</p>	<p>山形市</p>
---	------------

<p>定</p> <ul style="list-style-type: none"> (10) 法第31条第4項の規定による特定非営利活動法人の解散の届出の受理 (11) 法第32条第2項の規定による残余財産の譲渡の認証 (12) 法第34条第3項の規定による特定非営利活動法人の合併の認証 (13) 法第40条第1項において準用する民法(明治29年法律第89号)第77条第2項の規定による清算人の氏名及び住所の届出の受理 (14) 法第40条第1項において準用する民法第83条の規定による清算の結了の届出の受理 (15) 法第41条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査 (16) 法第42条の規定による措置の命令 (17) 法第43条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の取消し (18) 法第43条の2の規定による意見の聴取 	
--	--

第2条第1項の表中第29項を第32項とし、同表第28項事務の欄第1号中「第83条第1項」を「第40条第1項」に改め、同欄第2号中「第84条第1項」を「第41条第1項」に改め、同欄第3号中「第85条第1項」を「第42条第1項」に改め、同項を同表第31項とし、同表第27項市町村の欄中「及び」を「、村山市及び」に改め、同項を同表第30項とし、同表中第26項を第29項とし、同表第25項事務の欄第1号中「第34条第9号」を「第34条第13号」に改め、同項を同表第28項とし、同表中第24項を第27項とし、第23項を第26項とし、同表第22項事務の欄第1号中「第34条第9号」を「第34条第13号」に改め、同欄第2号中「第34条第10号」を「第34条第14号」に改め、同項を同表第25項とし、同表第21項事務の欄中「第25項」を「第28項」に改め、同項を同表第24項とし、同表中第13項から第20項までを3項ずつ繰り下げ、同表第12項事務の欄中「この項」を「この項から第15項まで」に、「昭和27年政令第445号」を「昭和27年政令第445号。以下この項及び次項において「政令」という。」に改め、同欄第9号中「農地法施行令」及び「同令」を「政令」に改め、同項市町村の欄中「及び」を「、村山市及び」に改め、同項を同表第13項とし、同項の次に次の2項を加える。

<p>14 法及び政令に基づく事務のうち次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 法第3条第1項の規定による農地又は採草放牧地の所有権の移転等の許可(政令第1条の4第2号に掲げる場合を除く。) (2) 政令第1条の2第4項の規定による申請書の提出があった旨の通知 	<p>山形市、酒田市、寒河江市、村山市、長井市、東根市、山辺町、中山町、河北町、朝日町、大江町、高畠町及び小国町</p>
<p>15 法に基づく事務のうち次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 法第7条第1項第3号の規定による小作地の指定 (2) 法第7条第1項第4号の規定による小作地の指定 (3) 法第7条第1項第6号の規定による小作地の指定 (4) 法第7条第1項第7号の規定による承認 (5) 法第20条第1項の規定による農地又は採草放牧地の賃貸借の解除等の許可 (6) 法第20条第3項の規定による意見の聴取 	<p>酒田市、寒河江市、村山市及び高畠町(第1号から第4号までに掲げる事務にあっては、高畠町を除く。)</p>

第2条第1項の表中第11項を第12項とし、第3項から第10項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

<p>3 地方自治法に基づく事務のうち次に掲げるもの</p> <p>(1) 地方自治法第9条の5第1項の規定による新たに生じた土地を確認した旨の届出の受理</p> <p>(2) 地方自治法第9条の5第2項の規定による前号に規定する届出があった旨の告示</p>	酒田市
---	-----

附則第3項中「第2条第1項の表第21項」を「第2条第1項の表第24項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項の表第1項の改正規定は同月16日から、同表中第30項を第33項とし、同項の次に1項を加える改正規定(同項の次に1項を加える部分に限る。)及び附則第3項の規定は同年8月1日から、同表第22項及び第25項の改正規定は同年11月30日から、同表第28項の改正規定は規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下この項において「施行日」という。)前に法令の規定により知事がした処分その他の行為のうちこの条例の施行の際現に効力を有するもの又はこの条例の施行の際現に法令の規定により知事に対してされている申請その他の行為で、施行日以後において改正後の第2条第1項の規定により市町の長が執行することとなる事務(同項の表第3項、第14項及び第15項に掲げるもの並びに同表第13項及び第30項に掲げるもの(村山市の区域に係るものに限る。))に係るものは、施行日以後においては、当該市町の長がした処分その他の行為又は当該市町の長に対してされた申請その他の行為とみなす。

3 第2条第1項の表中第30項を第33項とし、同項の次に1項を加える改正規定(同項の次に1項を加える部分に限る。)の施行の日(以下この項において「施行日」という。)前に法律、条例若しくは規則の規定により知事がした処分その他の行為のうち当該改正規定の施行の際現に効力を有するもの又は当該改正規定の施行の際現に法律、条例若しくは規則の規定により知事に対してされている申請その他の行為で、施行日以後において改正後の第2条第1項の規定により山形市の長が執行することとなる事務(同項の表第34項に掲げるものに限る。)に係るものは、施行日以後においては、山形市の長がした処分その他の行為又は山形市の長に対してされた申請その他の行為とみなす。

県吏員の恩給等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月16日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第22号

県吏員の恩給等に関する条例の一部を改正する条例

県吏員の恩給等に関する条例(昭和27年3月県条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「出納長及び」を「地方自治法の一部を改正する法律(平成18年法律第53号)による改正前の」に、「第172条」を「第168条第1項に規定する出納長及び同法第172条第1項」に改め、同条第9号口中「、小学校、盲学校又は」を「若しくは小学校又は学校教育法等の一部を改正する法律(平成18年法律第80号)による改正前の学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する盲学校若しくは」に改める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

山形県職員の恩給の基礎となるべき在職期間と恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月16日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第23号

山形県職員の恩給の基礎となるべき在職期間と恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例

山形県職員の恩給の基礎となるべき在職期間と恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例（昭和32年8月県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第1条第3項第1号中「、出納長及び」を「及び地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号。以下この項において「平成18年改正法」という。）による改正前の」に、「本項中」を「この項及び次項において」に改め、同項第8号イ中「、助教授」を削り、同号ハ中「、小学校、盲学校、聾学校又は養護学校」を「又は小学校」に改め、同項中第20号を第23号とし、第16号から第19号までを3号ずつ繰り下げ、第15号を第16号とし、同号の次に次の2号を加える。

(17) 学校教育法の一部を改正する法律（平成17年法律第83号）による改正前の学校教育法第58条第1項に規定する助教授

(18) 学校教育法等の一部を改正する法律（平成18年法律第80号）による改正前の学校教育法第1条に規定する盲学校、聾学校又は養護学校の校長、教諭及び養護教諭

第1条第3項中第14号を第15号とし、第11号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、第10号の次に次の1号を加える。

(11) 平成18年改正法による改正前の地方自治法第168条第1項に規定する出納長

第1条第4項に次の1号を加える。

(3) 学校教育法の一部を改正する法律（平成17年法律第83号）による改正前の学校教育法第58条第1項に規定する助教授

第5条第5項中「第1条第3項第8号ハ」を「第1条第3項第8号ハ及び第18号」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

（山形県市町村の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と県の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部改正）

2 山形県市町村の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と県の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例（昭和33年10月県条例第42号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「山形県職員の恩給の基礎となるべき在職期間と恩給並びに他の都道府県の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例」を「山形県職員の恩給の基礎となるべき在職期間と恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例」に改め、同条第3項中「第1条第3項第19号」を「第1条第3項第22号」に改める。

山形県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月16日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第24号

山形県手数料条例の一部を改正する条例

山形県手数料条例（平成12年3月県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第228号の8を第228号の11とし、第228号の7を第228号の9とし、同号の次に次の1号を加える。

(228)の10 介護保険法第69条の8第2項の規定に基づく更新研修（介護支援専門員証の交付を受けてからその有効期間が経過するまでの間に介護支援専門員として実務に従事した経験を有しない者を対象とする研修に限る。）の実施
 介護支援専門員更新研修（実務未経験者対象）手数料 18,000円

第2条第1項中第228号の6を第228号の8とし、第228号の5を第228号の6とし、同号の次に次の1号を加える。

(228)の7 介護保険法第69条の7第2項の規定に基づく介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第113条の16第1項に規定する再研修の実施
 介護支援専門員再研修手数料 18,000円

第2条第1項中第228号の4を第228号の5とし、第228号の3を第228号の4とし、第228号の2の次に次の1号を加える。

(228)の3 介護保険法第69条の2第1項の規定に基づく介護支援専門員実務研修の実施
 介護支援専門員実務研修手数料 18,000円

第2条第1項第246号から第249号までの規定中「第4条第1項」を「第5条第1項」に改め、同項第260号及び第261号中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に改め、同項第349号の表の備考を同備考第1項とし、同備考に次の1項を加える。

2 申請に係る建築物の計画が建築基準法第6条第5項の規定に基づく構造計算適合性判定を必要とするものである場合にあっては、この表の右欄に定める額に、建築物1棟（1棟の建築物を2以上の部分に分けて構造計算を行っている場合は、一の部分）につき、第351号の2の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額を加算した額とする。

第2条第1項第349号の2の表の備考を同備考第1項とし、同備考に次の1項を加える。

2 申請に係る建築物の計画が建築基準法第6条第5項の規定に基づく構造計算適合性判定を必要とするものである場合にあっては、この表の右欄に定める額に、建築物1棟（1棟の建築物を2以上の部分に分けて構造計算を行っている場合は、一の部分）につき、第351号の2の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額を加算した額とする。

第2条第1項第351号の次に次の1号を加える。

(351)の2 建築基準法第6条第5項、第6条の2第3項及び第18条第4項の規定に基づく構造計算適合性判定
 構造計算適合性判定手数料 建築物1棟（1棟の建築物を2以上の部分に分けて構造計算を行っている場合は、一の部分）につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分		金額
建築基準法第20条第2号イ又は第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラムで構造計算を行い、	構造計算の対象となっている部分の床面積が1,000平方メートル以内のもの	138,000円
	構造計算の対象となっている部分の床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以	167,000円

かつ、当該構造計算に使用した数値のすべてを電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で情報が記録された物をいう。)で提出する場合	内のもの	
	構造計算の対象となっている部分の床面積が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	182,000円
	構造計算の対象となっている部分の床面積が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	225,000円
上記以外の場合	構造計算の対象となっている部分の床面積が50,000平方メートルを超えるもの	370,000円
	構造計算の対象となっている部分の床面積が1,000平方メートル以内のもの	177,000円
	構造計算の対象となっている部分の床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	235,000円
	構造計算の対象となっている部分の床面積が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	267,000円
	構造計算の対象となっている部分の床面積が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	354,000円
	構造計算の対象となっている部分の床面積が50,000平方メートルを超えるもの	647,000円

第2条第1項第355号の次に次の1号を加える。

<p>(355)の2 建築基準法第18条第2項の規定に基づく 通知に対する審査(同条第4項の規定による構造 計算適合性判定が必要な場合に限る。)</p>	<p>計画通知審査手数料</p>	<p>建築物1棟(1棟 の建築物を2以上 の部分に分けて構 造計算を行っている 場合は、一の部分) につき、第 351号の2の表の 左欄に掲げる区分 に応じ、それぞれ 同表の右欄に定め る額</p>
--	------------------	---

第2条第1項第407号中「第38条の4第21項」を「第38条の4第20項」に改め、同項第418号中「第3条第1項」を「第3条」に改め、同項第427号の次に次の1号を加える。

<p>(427)の2 教育職員免許法第5条の2第3項の規定 に基づく特別支援学校の教員の免許状への新教育</p>	<p>新教育領域追加手数料</p>	<p>普通免許状に追加 する場合にあって</p>
--	-------------------	------------------------------

領域の追加

は3,300円、臨時免許状に追加する場合にあっては1,700円

第2条第1項第430号の次に次の1号を加える。

(430)の2 教育職員の免許状を授与された者であることを証する書面の交付 教育職員の免許状授与証明書交付手数料 1通につき450円

第2条第1項第457号の4中「特定任意高齢者講習（通常）手数料」を「特定任意高齢者講習（シニア運転者）手数料」に改め、同項に次の3号を加える。

(476) 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）第4条第3項の規定に基づく同条第1項の規定による届出があったことを証する書面の交付 探偵業届出証明書交付手数料 3,600円

(477) 探偵業の業務の適正化に関する法律第4条第3項の規定に基づく同条第2項の規定による届出があったことを証する書面の交付 探偵業変更届出証明書交付手数料 1,500円

(478) 探偵業の業務の適正化に関する法律第4条第3項の規定に基づく届出があったことを証する書面の再交付 探偵業届出証明書再交付手数料 1,000円

第2条第2項第1号の表イの項を次のように改める。

イ 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る試験	道路交通法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,850円
	道路交通法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	2,000円
	道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	4,950円（道路交通法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、8,650円）

第2条第2項第1号の表ホの項金額の欄中

2,050円
1,700円

を

「

2,000円
1,650円

」に、「3,300円」を「3,100円」に、「4,400円」を「4,750円」に改め、

同項を同表への項とし、同表二の項区分の欄中「又は」を「、中型自動車第二種免許又は」に改め、同項金額の欄中

2,100円

 を

2,000円

 に、「4,450円」を「4,500円」に、「6,650円」を「7,700円」に改め、同項を同表ホの項とし、同表中八の項を二の項とし、口の項の次に次のように加える。

八 特定第一種運転免許（大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許又はけん引免許をいう。以下同じ。）又は大型特殊自動車第二種免許若しくはけん引第二種免許に係る試験	道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合	2,000円
	道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	2,950円（道路交通法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、4,600円）

第2条第2項第1号の2の表イの項区分の欄中「を受けている」を「又は中型自動車運転免許を受けている」に改め、同項金額の欄中「2,550円」を「3,950円」に、「3,650円」を「7,650円」に改め、同条第2項第2号の表口の項金額の欄中「3,000円」を「3,550円」に改め、同条第2項第6号中「2,800円」を「3,350円」に改め、同項第8号の表イの項中「特定第一種運転免許」を「大型自動車免許又は中型自動車免許」に、

14,750円

 を

24,700円

 に改め、同表八の項中「又は」を「、中型自動車第二種免許又は」に、

22,050円

 を

「

22,450円

」に改め、同項を同表二の項とし、同表口の項の次に次のように加える。

八 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	14,100円
-----------------------	---------

第2条第2項第8号の表の付表を次のように改める。
第8号の表の付表

審査細目	区分	技能検定員審査手数料の額から減ずる額

イ 技能検定員として必要な自動車の運転技能	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	4,150円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	3,950円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	1,350円
	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	4,600円
ロ 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	7,050円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	6,750円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	2,250円
	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	7,950円
ハ 道路交通法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	2,150円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	1,900円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	2,150円
ニ 自動車教習所に関する法令についての知識	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	2,150円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	1,900円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	2,150円
ホ 技能検定の実施に関する知識	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	2,200円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	1,950円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	2,050円
ヘ 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	2,200円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	2,000円

	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	2,000円
	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	3,200円
ト 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	2,750円

備考

- 1 技能検定員審査を受けようとする者がイの項及び口の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、イの項及び口の項の右欄に定めるところによるほか、この号の表の右欄に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査にあっては3,750円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査にあっては950円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査にあっては1,050円を、大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査にあっては3,250円を減ずるものとする。
- 2 技能検定員審査を受けようとする者がハの項及びニの項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、ハの項及びニの項の右欄に定めるところによるほか、この号の表の右欄に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査にあっては300円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査にあっては300円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査にあっては300円を減ずるものとする。

第2条第2項第10号の表イの項中「特定第一種運転免許」を「大型自動車免許又は中型自動車免許」に、
 「 9,850円 」 を 「 15,650円 」 に改め、同表ハの項中「又は」を

「、中型自動車第二種免許又は」に、
 「 12,550円 」 を 「 13,300円 」 に改

め、同項を同表ニの項とし、同表口の項の次に次のように加える。

ハ 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	9,500円
-----------------------	--------

第2条第2項第10号の表の付表を次のように改める。

第10号の表の付表

審査細目	区分	教習指導員審査手数料の額から減ずる額
イ 教習指導員として必要な自動車の運転技能	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	4,450円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	4,100円
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,350円
	大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	4,800円
ロ 技能教習に必要な教習の技能	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,300円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,350円
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,300円
	大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	2,000円
ハ 学科教習に必要な教習の技能	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,250円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,250円
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,250円
ニ 道路交通法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,450円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,250円
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,250円
ホ 自動車教習所に関する法令についての知識	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,450円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,250円
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,250円
ヘ 教習指導員とし	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る	1,400円

て必要な教育についての知識	教習指導員審査	
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,200円
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,150円
ト 道路運送法第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	2,750円
<p>備考</p> <p>1 教習指導員審査を受けようとする者がイの項及びロの項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、イの項及びロの項の右欄に定めるところによるほか、この号の表の右欄に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査にあっては3,450円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査にあっては900円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査にあっては1,100円を、大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査にあっては2,950円を減ずるものとする。</p> <p>2 教習指導員審査を受けようとする者が二の項及びホの項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、二の項及びホの項の右欄に定めるところによるほか、この号の表の右欄に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査にあっては150円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査にあっては100円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査にあっては50円を減ずるものとする。</p>		
<p>第2条第2項第12号の表二の項及びホの項を次のように改める。</p>		
ニ 道路交通法第108条の2第1項第4号に掲げる講習	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る講習	講習1時間について4,700円
	普通自動車免許に係る講習	講習1時間について2,450円
ホ 道路交通法第108条の2第1項第5号に掲げる講習	大型自動二輪車免許に係る講習	講習1時間について4,200円
	普通自動二輪車免許に係る講習	講習1時間について4,100円
<p>第2条第2項第12号の表への項金額の欄中「4,100円」を「1,350円」に改め、同表トの項金額の</p>		

欄中「1,200円」を「3,150円」に改め、同表子の項金額の欄中「1,350円」を「1,200円」に改め、同表中りの項を削り、又の項をりの項とし、ルの項を又の項とし、ワの項をルの項とし、ワの項をワの項とし、力の項をワの項とする。

第3条中第16項を第17項とし、第9項から第15項までを1項ずつ繰り下げ、第8項の次に次の1項を加える。

9 介護保険法第69条の33第1項の規定により知事が介護支援専門員実務研修の実施に関する事務を同項に規定する指定研修実施機関に行わせることとした場合における介護支援専門員実務研修手数料は、当該指定研修実施機関に納めるものとする。この場合において、当該指定研修実施機関に納められた介護支援専門員実務研修手数料は、その収入とする。

別表中「特定任意高齢者講習(通常)手数料」を「特定任意高齢者講習(シニア運転者)手数料」に、「及び自動車運転代行業認定証書換え手数料」を「自動車運転代行業認定証書換え手数料、探偵業届出証明書交付手数料、探偵業変更届出証明書交付手数料及び探偵業届出証明書再交付手数料」に改める。

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第1項第427号の次に1号を加える改正規定及び同項第430号の次に1号を加える改正規定は平成19年4月1日から、同項に3号を加える改正規定及び別表の改正規定(「特定任意高齢者講習(通常)手数料」を「特定任意高齢者講習(シニア運転者)手数料」に改める部分を除く。)は同年6月1日から、同条第2項の改正規定及び次項の規定は同月2日から、同条第1項第260号及び第261号、第349号並びに第349号の2の改正規定、同項第351号の次に1号を加える改正規定並びに同項第355号の次に1号を加える改正規定は規則で定める日から施行する。
- 道路交通法の一部を改正する法律(平成16年法律第90号)附則第14条に規定する者に対する改正後の第2条第2項の規定の適用については、同項第2号の表イの項中「普通自動車免許」とあるのは「中型自動車免許又は普通自動車免許」と、「普通自動車の」とあるのは「道路交通法の一部を改正する法律(平成16年法律第90号)第4条の規定による改正前の道路交通法の規定による普通自動車又は普通自動車の」と、同条第2項第12号の表又の項中「普通自動車免許」とあるのは「中型自動車免許又は普通自動車免許」とする。

山形県犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくり条例をここに公布する。

平成19年3月16日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第25号

山形県犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくり条例

目次

第1章 総則(第1条 - 第10条)

第2章 安全で安心なまちづくりの推進に関する基本的な施策

第1節 県民等による自主的な活動の促進(第11条・第12条)

第2節 犯罪の防止に配慮した生活環境の整備(第13条 - 第15条)

第3節 児童等の安全確保(第16条 - 第20条)

第3章 雑則(第21条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、県民が日常生活を営む場における犯罪を防止するためには、地域の防犯力を高めていくことが重要であることにかんがみ、安全で安心なまちづくりに関し、基本理念を定め、県の責務及び県民等の役割を明らかにするとともに、安全で安心なまちづくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、施策を総合的に推進し、もって県民が安全で安心して暮

らすことができる社会の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「安全で安心なまちづくり」とは、県民等による犯罪の防止のための自主的な活動、県、市町村及び県民等による犯罪の防止に配慮した生活環境の整備その他の犯罪のない安全で安心して暮らせる地域社会の形成に必要な取組をいう。

2 この条例において「県民等」とは、県民、事業者及び自治会等（自治会その他の地域的な共同活動を行う団体をいう。以下同じ。）をいう。

（基本理念）

第3条 安全で安心なまちづくりの推進は、次に掲げる事項を旨として、行われなければならない。

(1) 犯罪の防止の必要性に関する理解が深められるとともに、自らの安全は自らが守る、家庭の安全は家庭が守る、地域の安全は地域が守るという防犯意識の下に、犯罪の防止のための自主的な活動が行われること。

(2) 犯罪の防止のための自主的な活動を通じて、地域のきずなが強まり、互いに支え合う良好な地域社会の形成が図られること。

(3) 県、市町村及び県民等が適切な役割分担の下に連携し、及び協力すること。

（県の責務）

第4条 県は、安全で安心なまちづくりに関する施策を総合的に推進する責務を有する。

（市町村との連携等）

第5条 県は、安全で安心なまちづくりに関する施策を総合的に推進するに当たっては、市町村と緊密な連携を図るものとする。

2 県は、市町村が安全で安心なまちづくりに関する施策を策定し、及び実施するときは、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

（県民の役割）

第6条 県民は、安全で安心なまちづくりについての理解を深め、自ら及び家庭の安全確保（犯罪による被害を受けないようにすることをいう。以下同じ。）に努めるとともに、地域における安全で安心なまちづくりを積極的に推進するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第7条 事業者は、安全で安心なまちづくりについての理解を深め、当該事業者が所有し、又は管理する施設及び当該事業者の事業活動に関し、安全確保に努めるとともに、地域社会の一員として安全で安心なまちづくりを積極的に推進するよう努めるものとする。

（自治会等の役割）

第8条 自治会等は、安全で安心なまちづくりについての理解を深め、地域における安全で安心なまちづくりを主体的かつ積極的に推進するよう努めるものとする。

（推進計画）

第9条 知事は、安全で安心なまちづくりに関する施策を総合的に推進するための計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 安全で安心なまちづくりに関する基本的方向

(2) 安全で安心なまちづくりの推進のための施策に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、安全で安心なまちづくりの推進に関し必要な事項

3 知事は、推進計画を策定し、又は変更しようとするときは、市町村及び県民等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、推進計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

（推進体制の整備）

第10条 県は、市町村及び県民等と連携して、安全で安心なまちづくりを推進するための体制を整備するものとする。

第2章 安全で安心なまちづくりの推進に関する基本的な施策

第1節 県民等による自主的な活動の促進

(広報及び啓発)

第11条 県は、安全で安心なまちづくりについて県民等の関心及び理解が深まり、県民等による自主的な活動が促進されるよう広報活動及び啓発活動を行うものとする。

2 県は、安全で安心なまちづくりについて重点的に広報活動及び啓発活動を行うため、安全で安心なまちづくり推進期間を設けるものとする。

(県民等の活動に対する情報の提供等)

第12条 県は、県民等による犯罪の防止のための自主的な活動に対し、当該活動を促進するための情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 警察署長は、その管轄区域における県民等による犯罪の防止のための自主的な活動に対し、地域の実情に応じて当該活動を推進できるよう、当該区域における犯罪の発生状況等必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

第2節 犯罪の防止に配慮した生活環境の整備

(犯罪の防止に配慮した道路等の普及)

第13条 県は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場(以下「道路等」という。)の普及に努めるものとする。

2 知事及び公安委員会は、共同して、犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針を定めるものとする。

3 道路等を設置し、又は管理する者は、前項に規定する指針に基づき、当該道路等を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(犯罪の防止に配慮した住宅の普及)

第14条 県は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する住宅の普及に努めるものとする。

2 知事及び公安委員会は、共同して、犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針を定めるものとする。

3 住宅を設計し、又は建築する事業者及び共同住宅を所有し、又は管理する者は、前項に規定する指針に基づき、当該住宅を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 県は、住宅を設計し、建築し、所有し、又は管理する者、居住者等に対し、住宅の防犯性の向上のために必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

(犯罪の防止に配慮した店舗等の整備等)

第15条 金融機関等、深夜(午後10時から翌日の午前6時までの間をいう。)において小売業を営む者その他の特に犯罪の防止に配慮を要する事業を行う者で規則で定めるものは、その店舗等を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 警察署長は、その管轄区域において、前項に規定する店舗等その他の特に犯罪の防止に配慮を要する事業が行われる店舗等を設置し、若しくは設置しようとし、又は管理し、若しくは管理しようとする者に対し、当該店舗等の防犯性の向上のために必要な情報の提供、助言その他の措置を講ずるものとする。

第3節 児童等の安全確保

(児童等の安全確保に関する指針)

第16条 知事、教育委員会及び公安委員会は、共同して、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)、同法第82条の2に規定する専修学校の高等課程及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設(以下「学校等」という。)並びに児童、生徒、幼児等(以下「児童等」という。)の通学、通園等の用に供されている道路及び児童等が日常的に利用している公園、広場等(以下「通学路等」という。)における児童等の安全確保に関する指針を定めるものとする。

(学校等における児童等の安全確保)

第17条 学校等を設置し、又は管理する者は、前条に規定する指針に基づき、当該学校等における児童等の安全確保のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、学校等を設置し、又は管理する者に対し、当該学校等における児童等の安全確保のために必要な情報の提供、助言その他の措置を講ずるものとする。

(通学路等における児童等の安全確保)

第18条 学校等を管理する者、児童等の保護者、地域住民、通学路等を管理する者及び通学路等の所在する区域を管轄する警察署長は、連携して第16条に規定する指針に基づき、当該通学路等における児童等の安全確保のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(児童等の安全確保に係る教育の充実)

第19条 県は、学校等、家庭及び地域社会と連携して、児童等の安全確保に係る教育の充実が図られるよう努めるものとする。

(高齢者、障がい者等の安全確保)

第20条 県は、高齢者、障がい者(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する者をいう。)その他の特に犯罪による被害を受けるおそれが高い者の安全確保のため、市町村及び県民等が連携して行う地域における取組を促進するために必要な情報の提供、助言その他の措置を講ずるものとする。

第3章 雑則

(指針の公表)

第21条 知事は、第13条第2項、第14条第2項及び第16条に規定する指針を定め、又は変更したときは、速やかにこれらを公表するものとする。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

山形県青少年保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月16日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第26号

山形県青少年保護条例の一部を改正する条例

山形県青少年保護条例(昭和54年3月県条例第13号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

山形県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月16日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第27号

山形県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例

山形県医師修学資金貸与条例(平成17年7月県条例第78号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号イ中「公立病院等の規則で定める診療科」を「規則で定める医療法(昭和23年法律第205号)第31条に規定する公的医療機関(県内に所在するものに限る。以下「公的医療機関」という。)の診療科等」に、「特定診療科」を「公的医療機関の特定診療科」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 山形大学医学部修学資金

イ 大学を卒業した後、公立病院等に勤務する意思を有していること。

ロ 国立大学法人山形大学医学部の医学を履修する課程に在学していること。

八 第1号八の要件に該当しないこと。

二 生計を維持する者の収入が規則で定める額以下であること。

第3条第1項中「にあっては年額200万円以内とし、特定診療科医師確保修学資金」を「及び特定診療科医師確保修学資金にあっては年額200万円以内とし、山形大学医学部修学資金」に改める。

第6条第1項第1号中「公立病院等」を「公立病院等(特定診療科医師確保修学資金の貸与を受けた者にあつては、公的医療機関の特定診療科)」に改め、同項第3号中「又は」を「、同項第3号ロ又は」に改める。

第8条第1項第1号イ本文中「医療法(昭和23年法律第205号)第31条に規定する」を削り、「(県内に所在するものに限る。以下「公的医療機関」という。)及び」を「又は」に、「)を含む。」を「)」に、「1年」を「2年」に改め、同号イただし書を次のように改める。

ただし、次のいずれかに該当するときは、当該事由が存続する間は、引き続き公立病院等に在職することを要しないものとする。

- (イ) 学校教育法に基づく大学院の医学を履修する課程に在学しているとき(医師免許を受けている場合に限る。)
- (ロ) 臨床研修を修了した後に規則で定める県外の医療機関で研修(研修期間が1年以内のものに限る。)を受けているとき。
- (ハ) 修学資金の貸与を受けた者の責めに帰することができないと認められる理由により、公立病院等(臨床研修期間にあつては、公的医療機関又は大学病院)に勤務していないとき。

第8条第1項第2号イ中「公立病院等(」を「公的医療機関の特定診療科(」に、「及び大学病院を含む。)の特定診療科」を「又は大学病院)」に改め、同号イただし書を次のように改める。

ただし、次のいずれかに該当するときは、当該事由が存続する間は、引き続き公的医療機関の特定診療科に在職することを要しないものとする。

- (イ) 学校教育法に基づく大学院の医学を履修する課程に在学しているとき(医師免許を受けている場合に限る。)
- (ロ) 臨床研修を修了した後に規則で定める県外の医療機関で研修(研修期間が1年以内のものに限る。)を受けているとき。
- (ハ) 修学資金の貸与を受けた者の責めに帰することができないと認められる理由により、公的医療機関の特定診療科(臨床研修期間にあつては、公的医療機関又は大学病院)に勤務していないとき。

第8条第1項に次の1号を加える。

(3) 山形大学医学部修学資金

イ 医師免許を取得した後直ちに公立病院等(臨床研修期間にあつては、公的医療機関又は大学病院)に勤務した場合において、その引き続き在職期間(臨床研修を修了した後に大学病院で研修(研修期間が3年以内のものに限る。)を受ける場合にあつては、当該研修期間を含む。)が修学資金の貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間(当該期間が7年に満たないときは、7年とする。)に達したとき。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該事由が存続する間は、引き続き公立病院等に在職することを要しないものとする。

- (イ) 学校教育法に基づく大学院の医学を履修する課程に在学しているとき(医師免許を受けている場合に限る。)
 - (ロ) 臨床研修を修了した後に規則で定める県外の医療機関で研修(研修期間が1年以内のものに限る。)を受けているとき。
 - (ハ) 修学資金の貸与を受けた者の責めに帰することができないと認められる理由により、公立病院等(臨床研修期間にあつては、公的医療機関又は大学病院)に勤務していないとき。
- ロ 在職期間中に職務により死亡し、又は職務に起因する心身の故障のため免職されたとき。

第8条第2項中「特定診療科に」を「公的医療機関の特定診療科に」に改める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

障がいに関する用語を改正するための関係条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月16日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第28号

障がいに関する用語を改正するための関係条例の一部を改正する条例

(山形県立総合療育訓練センター使用料及び手数料条例の一部改正)

第1条 山形県立総合療育訓練センター使用料及び手数料条例(昭和24年5月県条例第29号)の一部を次のように改正する。

別表区分の欄中	障害福祉サービス料	を	障がい福祉サービス料	に改め、同表
	障害児施設支援料		障がい児施設支援料	

の備考第2項中「障害福祉サービス料」を「障がい福祉サービス料」に改め、同備考第3項中「障害児施設支援料」を「障がい児施設支援料」に改める。

(山形県県税条例の一部改正)

第2条 山形県県税条例(昭和29年5月県条例第18号)の一部を次のように改正する。

第142条第1項ただし書中「身体障害者等」を「身体障がい者等」に、「身体障害者を」を「身体障がい者を」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 身体に障がいを有し歩行が困難な者(身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)別表に掲げる身体上の障害又は恩給法(大正12年法律第48号)にいう重度障害若しくは障害を有し歩行が困難な者をいう。)のうち規則で定める者(以下「身体障がい者」という。)及び精神に障がいを有し歩行が困難な者(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第5条に規定する精神疾患を有し歩行が困難な者をいう。)のうち規則で定める者(以下「身体障がい者等」という。)が所有する自動車(身体障がい者等のうち年齢18歳以上の身体障がい者を除くものと生計を一にする者が所有する自動車を含む。)で、当該身体障がい者又は当該身体障がい者等のために当該身体障がい者等と生計を一にする者が運転するもの(自家用のもの1台に限る。)

第142条第1項第3号及び第4号中「身体障害者等」を「身体障がい者等」に改める。

第169条の12第1項第4号中「身体障害者又は」を「身体障がい者又は」に、「身体障害者等」を「身体障がい者等」に、「身体障害者を」を「身体障がい者を」に改め、同項第5号及び第6号中「身体障害者等」を「身体障がい者等」に改め、同項第7号中「身体障害者」を「身体障がい者」に改める。

(山形県職員等の給与に関する条例の一部改正)

第3条 山形県職員等の給与に関する条例(昭和32年8月県条例第30号)の一部を次のように改正する。

第11条第2項第5号を次のように改める。

(5) 重度心身障がい者(心身の障がい(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害をいう。)の程度が終身労務に服することができない程度である者をいう。)

(山形県企業局職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第4条 山形県企業局職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和41年12月県条例第62号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項第5号を次のように改める。

(5) 重度心身障がい者(心身の障がい(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害をいう。)の程度が終身労務に服することができない程度である者をいう。)

(山形県警察職員の賞じゆつに関する条例の一部改正)

第5条 山形県警察職員の賞じゆつに関する条例(昭和42年7月県条例第31号)の一部を次のように改正する。

第2条中「障害」を「障がい(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害をいう。)」に改める。

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第6条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年12月県条例第47号)の一部を次のように改正する。

第11条の2第2号中「障害者支援施設」を「障がい者支援施設」に改め、同条第3号中「障害者支援施設」を「障がい者支援施設」に改める。

附則第8条第1項の表傷病補償年金の項中「旧船員保険法の障害年金」を「旧船員保険法の障がい年金」に、「旧厚生年金保険法の障害年金」を「旧厚生年金保険法の障がい年金」に、「旧国民年金法の障害年金」を「旧国民年金法の障がい年金」に、「障害厚生年金」を「障がい厚生年金」に、「障害基礎年金」を「障がい基礎年金」に、「障害厚生年金(当該)」を「障がい厚生年金(当該)」に、「障害基礎年金が」を「障がい基礎年金が」に、「障害基礎年金(当該)」を「障がい基礎年金(当該)」に、「障害共済年金」を「障がい共済年金」に、「障害厚生年金が」を「障がい厚生年金が」に改め、同表障害補償年金の項中

旧船員保険法の障害年金	を	旧船員保険法の障がい年金	に、
旧厚生年金保険法の障害年金		旧厚生年金保険法の障がい年金	
旧国民年金法の障害年金		旧国民年金法の障がい年金	

「障害厚生年金」を「障がい厚生年金」に、「障害基礎年金」を「障がい基礎年金」に、「障害共済年金」を「障がい共済年金」に改め、同条第2項の表中

旧船員保険法の障害年金	を	旧船員保険法の障がい年金	に、
旧厚生年金保険法の障害年金		旧厚生年金保険法の障がい年金	
旧国民年金法の障害年金		旧国民年金法の障がい年金	

「障害厚生年金」を「障がい厚生年金」に、「障害基礎年金」を「障がい基礎年金」に、「障害共済年金」を「障がい共済年金」に改める。

(山形県障害者施策推進協議会条例の一部改正)

第7条 山形県障害者施策推進協議会条例(昭和47年3月県条例第18号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山形県障がい者施策推進協議会条例

第1条中「山形県障害者施策推進協議会」を「山形県障がい者施策推進協議会」に改める。

第2条第2項中「障害者」を「障がい者」に、「障害者の」を「障がい者の」に改める。

第4条中「障害者」を「障がい者」に改める。

(山形県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与条例の一部改正)

第8条 山形県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与条例(昭和49年12月県条例第67

号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「心身障害」を「心身障がい(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害をいう。)」に改める。

(山形県身体障害者保養所条例の一部改正)

第9条 山形県身体障害者保養所条例(昭和52年12月県条例第43号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山形県身体障がい者保養所条例

第1条中「身体障害者の」を「身体障がい者(身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)別表に掲げる身体上の障害がある者をいう。以下同じ。)の」に、「山形県身体障害者保養所東紅苑」を「山形県身体障がい者保養所東紅苑」に改める。

別表使用料の額の欄中

身体障害者

を

身体障がい者

に、「身体障害

者の」を「身体障がい者の」に改め、同表の備考中「「身体障害者」を「「身体障がい者」に改める。

(山形県福祉休養ホーム条例の一部改正)

第10条 山形県福祉休養ホーム条例(昭和54年3月県条例第14号)の一部を次のように改正する。

第1条中「身体障害者」を「身体障がい者(身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)別表に掲げる身体上の障害がある者をいう。以下同じ。)」に改める。

別表使用料の額の欄中「身体障害者」を「身体障がい者」に改め、同表の備考中「身体障害者」を「身体障がい者」に改める。

(山形県心身障害者扶養共済制度条例の一部改正)

第11条 山形県心身障害者扶養共済制度条例(昭和54年10月県条例第35号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山形県心身障がい者扶養共済制度条例

第1条中「心身障害者の」を「心身障がい者の」に改める。

第2条第1項中「心身障害者」を「心身障がい者」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 知的障がい者(知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者をいう。)

第2条第1項第3号中「障害」を「障がい」に、「者で」を「者(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する身体障害又は精神障害を永続的に有する者をいう。)」で」に改め、同条第2項中「高度障害」を「高度障がい」に、「障害を」を「障がい(障害者基本法第2条に規定する身体障害をいう。)」を」に改める。

第3条中「心身障害者扶養保険契約」を「心身障がい者扶養保険契約」に改める。

第4条第1項中「心身障害者を」を「心身障がい者を」に改め、同項第3号中「障害を」を「障がい(障害者基本法第2条に規定する障害をいう。)」を」に、「心身障害者扶養保険契約」を「心身障がい者扶養保険契約」に改め、同条第2項中「心身障害者扶養保険契約」を「心身障がい者扶養保険契約」に改める。

第5条及び第6条第2項第2号中「心身障害者」を「心身障がい者」に改める。

第8条第1項中「高度障害」を「高度障がい」に改める。

第10条第1項中「高度障害」を「高度障がい」に、「心身障害者」を「心身障がい者」に改め、同条第3項ただし書中「高度障害」を「高度障がい」に改める。

第11条及び第12条中「心身障害者」を「心身障がい者」に改める。

第15条第1項中「心身障害者」を「心身障がい者」に改め、同条第3項中「高度障害」を「高度障がい」に改める。

第16条中「心身障害者」を「心身障がい者」に改める。

第18条第1項第2号中「高度障害」を「高度障がい」に改め、同項第3号中「心身障害者」を「心身障がい者」に改める。

(山形県福祉のまちづくり条例の一部改正)

第12条 山形県福祉のまちづくり条例(平成11年10月県条例第32号)の一部を次のように改正する。

第1条中「高齢者、障害者等」を「高齢者、障がい者等」に改める。

第2条第1号中「高齢者、障害者等」を「高齢者、障がい者等」に改め、同条第2号中「高齢者、障害者等」を「高齢者、障がい者等」に、「障害者、」を「障がい者(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する者をいう。)、」に改め、同条第4号中「高齢者、障害者等」を「高齢者、障がい者等」に改める。

第6条第2号、第10条、第11条、第13条、第15条、第16条第2項及び第22条から第25条までの規定中「高齢者、障害者等」を「高齢者、障がい者等」に改める。

(山形県個人情報保護条例の一部改正)

第13条 山形県個人情報保護条例(平成12年10月県条例第62号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項第6号中「障害」を「障がい(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第5条に規定する精神疾患をいう。)」に改める。

(山形県病院事業局職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第14条 山形県病院事業局職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成14年12月県条例第65号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項第5号を次のように改める。

(5) 重度心身障がい者(心身の障がい(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害をいう。)の程度が終身労務に服することができない程度である者をいう。)

(山形県高等学校奨学金貸与条例の一部改正)

第15条 山形県高等学校奨学金貸与条例(平成15年3月県条例第30号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「心身障害」を「心身障がい(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害をいう。)」に改める。

(山形県障害者支援施設条例の一部改正)

第16条 山形県障害者支援施設条例(平成18年3月県条例第21号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山形県障がい者支援施設条例

第2条第1項及び第6条第1項中「障害福祉サービス」を「障がい福祉サービス」に改める。

附則第12項中「「障害福祉サービス」を「「障がい福祉サービス」に改める。

(山形県障害者介護給付費等不服審査会条例の一部改正)

第17条 山形県障害者介護給付費等不服審査会条例(平成18年3月県条例第23号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山形県障がい者介護給付費等不服審査会条例

第1条中「山形県障害者介護給付費等不服審査会」を「山形県障がい者介護給付費等不服審査会」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(山形県事務処理の特例に関する条例の一部改正)

2 山形県事務処理の特例に関する条例(平成11年12月県条例第36号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表第34項事務の欄中「山形県心身障害者扶養共済制度条例」を「山形県心身障

「がい者扶養共済制度条例」に改める。

山形県感染症診査協議会条例の一部を改正する等の条例をここに公布する。

平成19年3月16日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第29号

山形県感染症診査協議会条例の一部を改正する等の条例

（山形県感染症診査協議会条例の一部改正）

第1条 山形県感染症診査協議会条例（平成11年3月県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条を次のように改める。

（設置）

第1条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第24条第2項の規定に基づき、次の表の左欄に掲げる保健所ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる感染症の診査に関する協議会（以下「協議会」という。）を置く。

保健所	協議会
村山保健所及び置賜保健所	村山・置賜感染症診査協議会
最上保健所及び庄内保健所	最上・庄内感染症診査協議会

第2条 削除

第3条第1項中「6人」を「10人」に改める。

第5条第3項中「会長及び2人」を「3人」に改め、同条第5項を次のように改める。

5 関係職員及び議事に関係のある者は、会長の許可を得て、会議に出席し、意見を述べることができる。

第6条中「その置かれた」を「第1条の表の右欄に掲げる協議会ごとに、それぞれ同表の左欄に掲げる」に改める。

（山形県立病院料金条例の一部改正）

第2条 山形県立病院料金条例（平成14年10月県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項ただし書中「結核予防法（昭和26年法律第96号）」を「結核に係る感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）」に、「予防接種」を「予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく予防接種」に改める。

（山形県結核診査協議会条例の廃止）

第3条 山形県結核診査協議会条例（昭和26年10月県条例第62号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

山形県工業技術センター手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月16日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第30号

山形県工業技術センター手数料条例の一部を改正する条例

山形県工業技術センター手数料条例（昭和41年3月県条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表中 「1,690円」 を 「2,290円」 に、

	織	維	1 試験	1 試料	7,060円	を
	鑄物砂、窯業材料		1 試験	1 試料	19,460円	

「14,620円」 を 「24,500円」 に、「工業排水」を「工場排水」に、

「5,400円」 を 「2,940円」 に、

1 試料	1 成分	19,100円	を	1 試料	1 項目	21,300円	に、
1 試料	1 成分	17,400円		1 試料	1 成分	17,600円	

「2,300円」 を 「2,340円」 に、「1,850円」 を

「1,990円」 に、

試	料	成	形	1 時間	3,990円	を
---	---	---	---	------	--------	---

試	料	成	形	1 時間	3,990円	に
試	料	作	製	1 試料	10,000円	
試	験	片	養	生	1 試料 24時間	

改め、同表の備考中「320円」を「280円」に改める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

山形県立職業能力開発校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月16日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第31号

山形県立職業能力開発校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例

山形県立職業能力開発校の授業料等徴収条例（平成18年 3月県条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表普通課程職業訓練の項授業料の欄中「115,200円」を「118,800円」に改める。

附 則

この条例は、平成19年 4月 1日から施行する。

山形県立農業高等学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年 3月16日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第32号

山形県立農業高等学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例

山形県立農業高等学校の授業料等徴収条例（平成18年 7月県条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表授業料の欄中「115,200円」を「118,800円」に改める。

附 則

この条例は、平成19年 4月 1日から施行する。

山形県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年 3月16日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第33号

山形県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

山形県営土地改良事業分担金徴収条例（昭和36年 3月県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第 3 条 第 1 項 の 表 中	経営体育成基盤整備事業	0.2825	を
	水田農業振興緊急整備事業	0.20 (ただし、事務費に係る分については、0.225)	

経営体育成基盤整備事業	0.2825	に、
-------------	--------	----

0.10 (ただし、事務費に係る分については、0.225)	を	0.15 (ただし、事務費に係る分については、0.225)	に、
----------------------------------	---	----------------------------------	----

0.05	を	0.06	に、
0.10		0.18	

0.10	0.16
------	------

「 (ただし、利活用保全施設整備工事に要する費用に係る分については、0.25) を (ただし、利活用保全施設整備工事に要する費用に係る分については、0.25) に、

	ため池災害関連特別対策事業	0.10	を
--	---------------	------	---

	ため池災害関連特別対策事業	0.10	に改める。
	特定農業用管水路等特別対策事業	0.15 (ただし、石綿等の飛散のおそれがあると認められる施設工事に要する費用に係る分については、0.10)	

附 則

- この条例は、平成19年4月1日から施行する。
- 改正後の第3条第1項の規定は、この条例の施行の日以後新たに着工される県営土地改良事業に係る分担金について適用し、同日前に着工された県営土地改良事業に係る分担金については、なお従前の例による。

山形県空港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月16日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第34号

山形県空港管理条例の一部を改正する条例

山形県空港管理条例(昭和39年3月県条例第11号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「平成19年3月31日」を「平成20年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

山形県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月16日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第35号

山形県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

山形県道路占用料徴収条例(昭和44年3月県条例第18号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「第19条」を「第18条」に改める。

別表中 「 地下電線その他地下に設ける線類 」 を 「 地下に設ける電線その他の線類 」 に、

令第7条	上空、ト	階数が1のもの	Aに0.006を	Aに0.008を
------	------	---------	----------	----------

第8号に掲げる休憩所、給油所及び自動車修理所	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの		乗じて得た額	乗じて得た額	を
		階数が2のもの	Aに0.009を乗じて得た額	Aに0.011を乗じて得た額	
		階数が3のもの	Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.015を乗じて得た額	
	階数が4以上のもの	Aに0.013を乗じて得た額	Aに0.016を乗じて得た額		
	その他のもの		Aに0.018を乗じて得た額		

令第7条第8号に掲げる器具			Aに0.018を乗じて得た額		に
令第7条第9号及び第10号に掲げる施設	上空、トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	階数が1のもの	Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.008を乗じて得た額	
		階数が2のもの	Aに0.009を乗じて得た額	Aに0.011を乗じて得た額	
		階数が3のもの	Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.015を乗じて得た額	
		階数が4以上のもの	Aに0.013を乗じて得た額	Aに0.016を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.018を乗じて得た額		

改め、同表の備考第7項中「第7条第8号」を「第7条第9号及び第10号」に、「休憩所、給油所又は自動車修理所」を「施設」に、「表わす」を「表す」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月16日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第36号

山形県県営住宅条例の一部を改正する条例

山形県県営住宅条例（昭和37年3月県条例第23号）の一部を次のように改正する。

第25条の3第1項中「1,600円」を「2,800円」に改める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

山形県立高等学校等及び小学校、中学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月16日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第37号

山形県立高等学校等及び小学校、中学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例

山形県立高等学校等及び小学校、中学校職員の定数に関する条例(昭和33年4月県条例第15号)の一部を次のように改正する。

第1条中「基き」を「基づき」に、「^{ろう}、盲学校、聾学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に改める。

別表を次のように改める。

別表

区分	教 員	養 護 教 員	栄 養 教 諭	寄 宿 舎 指 導 員	実 習 助 手	事 務 職 員	技 術 職 員	その他 の職員	計
小 学 校 中 学 校	人 6,741	人 443	人 5	人	人	人 446	人	人 73	人 7,708
特 別 支 援 学 校	574	15		122	17	34		88	850
高等学校	2,064	62		3	195	169	13	175	2,681

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

山形県立高等学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月16日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第38号

山形県立高等学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例

山形県立高等学校の授業料等徴収条例(昭和43年3月県条例第18号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「115,200円」を「118,800円」に、「31,200円」を「32,400円」に、「1,560円」を「1,620円」に改め、同項第2号中「290円」を「300円」に改め、同条第2項中「1,560円」を「1,620円」に改める。

第3条第2項中「130円」を「135円」に、「260円」を「270円」に改め、同条第3項中「130円」を「135円」に改める。

第4条第1号中「130円」を「135円」に改め、同条第2号中「130円」を「135円」に、「260円」を「270円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に在学する生徒に係る授業料の額及び徴収方法並びに受講料の額については、改正後の第2条第1項第1号及び第2号並びに第2項、第3条第2項及び第3項並びに第4条第1号及び第2号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日以後において転学等により前項の生徒の属する学年に在学することとなった生徒（以下「転学者」という。）に係る授業料の額は、改正後の第2条第1項第1号及び第2項並びに第3条第3項の規定にかかわらず、前項の生徒に係る額と同額とする。
- 4 転学者に係る授業料の徴収方法は、改正後の第4条第1号及び第2号の規定にかかわらず、附則第2項の生徒に係る徴収方法によるものとする。

山形県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月16日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第39号

山形県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与条例の一部を改正する条例

山形県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与条例（昭和49年12月県条例第67号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「又はその者を扶養している者の」を「の属する世帯について規則で定めるところにより算定した」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に貸与を受けている者に係る貸与の要件については、改正後の第2条第2号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県警察本部の組織に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月16日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第40号

山形県警察本部の組織に関する条例の一部を改正する条例

山形県警察本部の組織に関する条例（昭和29年6月県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第3条第19号中「留置場」を「留置施設」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

山形県留置施設視察委員会条例をここに公布する。

平成19年3月16日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第41号

山形県留置施設視察委員会条例

（趣旨）

第1条 この条例は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）第21条第6項の規定に基づき、山形県留置施設視察委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員）

第2条 委員会の委員の定数は、4人とする。

- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 公安委員会は、委員に委員たるに適しない非行があると認められるときその他特別の理由があるときは、その委員を解任することができる。

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員会の会議の議長となる。

3 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、警察本部警務部において処理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、公安委員会が定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。